

利用上の注意

1 この統計表は、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」の集計確報結果票情報を京都市が独自集計したものであり、平成25年2月に公表した速報集計結果とは異なる場合があります。

2 調査の対象

以下に掲げる事業所を除くすべての事業所及び企業

- ・ 国・地方公共団体の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類A－農業、林業に属する個人経営の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ・ 日本標準産業分類大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

3 売上（収入）金額、費用等の経理事項は平成23年1年間、経営組織、従業者数等の経理事項以外の事項は平成24年2月1日現在の数値です。

4 事業所に関する集計（売上（収入）金額等）及び企業等に関する集計（経理事項等）については、売上（収入）金額等が不詳の事業所（企業等）を除いて集計しています。

5 事業所に関する集計における売上（収入）金額は、事業所単位の把握ができない一部の産業（ネットワーク型産業）については「…」で表しています。

6 事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所にあん分することにより、全産業について集計しました。

7 統計表中の符号の用法は、次のとおりです。

「－」… 皆無又は該当する数値がないもの

「0」… 表章単位に満たないもの

「△」… 比較減を表すもの

「χ」… 数値を公表することができないもの（秘匿措置）

注： 該当事業所数が2以下の場合には、その内容数値を公表することで、個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿しています。

また、事業所数が3以上の場合でも、1又は2の事業所の数値が前後の関係から内容が判明するものについては秘匿しています。

主な用語の説明

○事業所に関する用語

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・ 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(1) 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

(2) 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

(3) 事業内容等の不詳事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいう。

2 事業所の産業分類

事業所の売上(収入)金額や主な事業の種類(原則として平成23年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの)により、日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づき分類している。

3 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

4 経営組織

(1) 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

(2) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本で登記したものをいう。なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。例えば、独立行政法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫などが含まれる。

(3) 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

5 資本金額

平成 24 年 2 月 1 日現在における株式会社（有限会社を含む。）については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

6 ネットワーク型産業・非ネットワーク型産業

ネットワーク型産業とは事業所単位で売上（収入）金額の把握ができない産業をいい、事業所に関する集計においては、単独事業所を除き、売上（収入）金額を表章しない。非ネットワーク型産業とは、ネットワーク型産業に該当しない産業をいう。なお、ネットワーク型産業は日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）の以下の大分類又は中分類に該当する産業である。

※ネットワーク型産業に該当する産業

「D 建設業」、 「F 電気・ガス・熱供給・水道業」、 「H 運輸業、郵便業」、 「J 金融業、保険業」、 「37 通信業」、 「38 放送業」、 「41 映像・音声・文字情報制作業」、 「81 学校教育」、 「86 郵便局」、 「93 政治・経済・文化団体」、 「94 宗教」

7 異動状況別事業所

(1) 存続事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、平成 21 年経済センサス基礎調査以前から存在した事業所をいう。

(2) 新設事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、平成 21 年経済センサス基礎調査以降に開設した事業所をいう。

(3) 廃業事業所

平成 21 年経済センサス - 基礎調査で調査された事業所のうち、平成 24 年経済センサス一活動調査で把握されなかった事業所をいう。

○従業者に関する用語

1 従業者

平成 24 年 2 月 1 日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

(1) 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。なお、個人業主は個人経営の事業所に必ず一人である。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

(3) 有給役員

法人、団体の役員(常勤、非常勤は問わない。)で、役員報酬を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

(4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成 23 年 12 月と平成 24 年 1 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている人をいう。

・正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

・正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

(5) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(6) 他への出向・派遣従業者数

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

2 他からの出向・派遣従業者

労働者派遣法にいう派遣労働者, 在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

3 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人をいう。「従業者」から「他への出向・派遣従業者数」を除き, 「他からの出向・派遣従業者数」を含めて「事業従事者」とする。

○企業に関する用語

1 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）又は個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は, それらはまとめて一つの企業となる。具体的には, 経営組織が株式会社, 有限会社, 相互会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は, その事業所だけで企業としている。

2 会社企業

経営組織が株式会社, 有限会社, 相互会社, 合名会社, 合資会社及び合同会社で, 本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は, その事業所だけで会社企業としている。

3 企業産業分類

企業単位の産業分類で, 支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の平成 23 年 1 年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。

○経理事項に関する用語

1 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高, 営業収益, 完成工事高など。有価証券, 土地・建物, 機械・器具などの有形固定資産など, 財産を売却して得た収入は含まない。なお, 「金融業, 保険業」の会社, 会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

2 費用

(1) 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）

売上（収入）金額に対応する費用。なお, 「金融業, 保険業」の会社及び会社以外の法人は経常費用としている。

(2) 給与総額（個人経営の場合は給料賃金（専従者給与を除く。））

役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬，給与，賞与，手当，賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含む。

(3) 租税公課（法人税，住民税，事業税を除く）

営業上負担すべき固定資産税，自動車税，印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業，ガス業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含む。法人税，住民税，所得課税の事業税は含めない。

3 付加価値額

企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで，生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。本調査においては，以下の計算式を用いている。

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課} \\ \text{費用総額} &= \text{売上原価} + \text{販売費及び一般管理費} \end{aligned}$$

4 設備投資額

「有形固定資産（土地を除く）」と「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」をいう。また，固定資産に計上したリース物件のうち，平成23年1年間に新たに契約した物件を含める。なお，「建物，構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用」，「店舗併用住宅の住居部分」，「中古品」については，設備投資に含めない。

(1) 有形固定資産（土地を除く）

平成23年1年間に土地を除き有形固定資産に新規に計上した額で，建物及び付属設備，構築物，機械及び装置，船舶，車両及び運搬具，建設仮勘定，耐用年数が1年以上の工具，器具，備品及びこれらのリース資産（売買取引と同様の会計処理をしたもの）をいう。建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含まない。

(2) 無形固定資産（ソフトウェアのみ）

平成23年1年間にソフトウェアに対する投資のうち，無形固定資産に新規に計上した額をいう。